令和6年度 さんご保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当保育園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人さんご福祉会
代表者氏名	理事長 石川 元則
所在地	沖縄県島尻郡南風原町字本部434番地の44
電話番号	098-889-1768

2. 利用施設

施設の名称	社会福祉法人さんご保育園		
所在地	沖縄県島尻郡南風原町字本部434番地の44		
連絡先	Tel O 9 8 - 8 8 9 - 1 7 6 8 Fax O 9 8 - 8 8 9 - 1 8 O 3		
管理者名	園長 石川 元則		
特別保育の実施状況	特別支援保育、延長保育(1 時間)、乳児保育		
職員研修	保育の質の向上のため全職員へ実施		
	0歳児 3号 30名 (8) 3歳児 2号 36名 (36)		
利用定員(現員)	1 歳児 3号 36名(30) 4歳児以上 2号 42名(65)		
	2歳児 3号 36名(30) 計 180名(169)		
認可年月日	昭和53年 2月 22日		
事業所番号	4701-005755-0		

3. 園の運営方針

保育園は、家庭や地域との連携を図り、入園する子どもの保護者に対する支援や地域の子育て家庭に対する支援等社会的役割を果たす。子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを養育する。

4. 保育の基本方針

保育は、「保育所保育指針」に基づき、職員が保育に臨む基本的姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護する事を第一義とする。また、常に児童の最善の幸福のために保護者から意見や要望があれば真摯に受け止め、より良い保育のために努力研鑽する事を基本とする。

- ① 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行う。
- ② 子どもが安心して情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動 出来るようにする事により、健全な心身の発達を図る。

5. 施設・設備等の概要(本園)

			1	
敷地	全体	1, 202. 51 m²		
	園庭	201. 93 m²		
建物	構造	鉄筋コンクリート造		
		陸屋根2階建		
	延べ面積	1, 143. 83 m ²		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	6室
	ほふく室	1室	遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	8室
	調乳室	1室	事務室(医務室)	1室
設備の種類	冷暖房、多目的トイレ			
その他	屋外遊戯場	334.90) m [*]	

施設・設備等の概要(分園)

		 ,			
敷地	全体	308. 36 m²	施設の内容	乳児室	2室
				ほふく室	1室
建物	構造	鉄筋コンクリート造		調乳室	1室
		陸屋根平屋建			
	延べ面積	168. 90 m²			
設備の種類	冷暖房				
その他	屋外遊戯場	31.00m	ำ		

6. 職員体制 令和6年4月1日現在

職名	人数	職名	人数
園長	1人	保育士補佐	3人
主任保育士	1人	管理栄養士	2人
副主任保育士	1人	調理員	5人
事務員	1人	用務員	4人
保育士	30人		

7. 保育を提供する日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	午前7時から午後7時(土曜日は午後6時まで)	
休園日	日曜日、祝祭日、慰霊の日、12月29日から1月3日、	
	造形展振替代休(12月第4土曜日)	
その他	・毎月第4土曜日は、午後2時までの保育となり、2時より園内研修のた	
	め家庭保育協力願い	
	・旧盆のウークイ(今年度は8月18日(日)で影響なし)、造形展前日、	
	卒園式時の家庭保育協力願い	
	・3月29日(土)、3月31日(月)新年度準備のための家庭保育協力願い	

- *台風、地震等緊急災害発生時における保育園の対応について 別紙1
- *感染症流行時の対応について 別紙2-1 別紙2-2

8. 保育を提供する時間

(1) 保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	① 8時~4時 ②8時半~4時半 ③9時~5時のどちらか選択
	延長保育時間	午前7時から午前8時、午後4時から午後7時
		午前7時から午前8時半、午後4時半から午後7時
		午前7時から午前9時、午後5時から午後7時

*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。(別表1参照)

(2) 土曜日の保育利用について

南風原町や南風原町園長会では、土曜日など仕事が休みの日などはお子様と一緒に過ごすことを推奨しております。

仕事で土曜日の保育が必要な方は、職場からの勤務証明付きの「土曜日保育申請書」を提出してく ださるようお願いします。

9. 提供する保育等の内容

当保育園は、保育所保育指針(平成29年3月31日 厚労省告示117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別支援保育

心身に障害がある、または発育発達に遅れがある子どもの保育を行っています。 通常保育よりも保育士の数を増やして、より手をかけた保育を行うことで、子どもの発達を促し、 基本的生活習慣や社会性を育みます。

(3) 一時保育(自主事業)

- ア. 緊急的保育:保護者の疾病等により緊急又は一時的に保育を必要とする児童(月15日を限度)
- イ. 私的理由による保育:保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため保育を必要とする児童(週1日程度)

10. 食事の提供方法等について

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せて月に一度、お弁当の持参をお願いする日があります。

献立は毎月の給食だよりと一緒に献立表でお知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	8時頃	10 時 30 分頃	14 時 30 分頃	1歳になったら幼児食へ
		(離乳食)	(離乳食、おやつ)	移行する
1 歳児	必要に応じて	11 時頃	15 時頃	
2 歳児		11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

(3) アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、医師による「保育所(園)における アレルギー疾患生活管理指導表」を提出いただき、あらかじめご相談ください。除去食及び代替食 にて対応しています。

※食物アレルギー対応マニュアルあり。

(4) その他衛生管理等

集団給食施設届出を南部福祉保健事務所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(毎月1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

11. 利用料金

① 特定保育に係る利用者負担(保育料)

さんご保育園が定める利用者負担額をお支払いただきます。

保育料の納入は、朝7時から9時まで事務所に設置する投函箱に提出してください。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等(実費負担)

別表2に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については①と同様です。

12. 利用の開始について

南風原町の利用調整に基づいて、入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に 同意された後に保育の提供を開始します。

13. 利用に当たっての留意事項

登園は8時半(遅くても9時)までにお願いします。遅れる場合や欠席する場合は、8時半までに必ず電話でご連絡ください。連絡無しで登園が無い場合は、保育園から確認の電話をいたします。また、朝から37.5℃を超えた熱があることに加え、機嫌が悪く食欲がないなど、全身状態が不良な場合は登園を控えてください。24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、解熱剤を使用している場合も同様です。(「保育所における感染症対策ガイドライン」こども家庭庁令和5年5月一部改定)

14. 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

- ①児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき ②町外に転出するとき
- ③長期欠席するとき

④その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15. 嘱託医

1 内科(嘱託医)

医療機関の名称	医療法人 信和会 沖縄第一病院		
医院長名又は医師名	小児科担当医		
所在地	南風原町字兼城 642-1		
電話	888—1151 (代)		

2 歯科

医療機関の名称	トムこども歯科クリニック
医院長名又は医師名	比嘉良邦
所在地	南風原町字兼城 710-1
電話	882-6480

16. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ 速やかに連絡を行います。

17. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災を想定した避難訓練を	火災を想定した避難訓練を月1回実施・地震を想定した避難訓練を年3回実施		
n+	自動火災報知機	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
防災設備	非常用電源	誘導灯		
避難場所	第1避難場所:さんご保育園駐車場、園庭下の農道 最終避難場所:本部公園			

18. 虐待の防止のための措置に関する事項

入園する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

19. 賠償責任保険の加入

当保育園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	ほいくのほけん(セットプラン)
保険金額	1 事故 1,000 万円限度

20. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任保育士 石川 勤子
受付責任者	園 長 石川 元則
利用時間	午前9時~午後5時
連絡先	電話 098-889-1768 FAX 098-889-1803
第三者委員	嘉数 勝子
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

21. 個人情報の保護に関する基本方針

当保育園では、園児及び保護者、家庭に関する個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護に関する法律」及び関連法令等を遵守します。なお、児童福祉法第18条の22で、「保育士は正当な理由なく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても同様とする。」と厳しく定め、第61条の2で違反した場合の罰則も定めています。

私たち保育士は、日常から個人情報に接する機会が多いことを自覚し、その保護に対する意識を高め、 取り扱いについては常に慎重にするよう意識しています。なお、児童虐待を発見した場合には、南風 原町こども課や児童相談所に通告しなければならない義務があり、個人情報保護に優先します。

別 表(1)

〇 延長保育に係る利用者負担

短時間認定の方が、利用時間(8時間)を超えて利用する場合、延長保育となり、別途延長保育料が 発生します。

光生しまり。		
① 11時間の開所時間を超える延長保育 (※従前どおり)	延長利用1時間あたり300円 (1カ月の上限額3,000円)	
② 11時間の開所時間内における延長保育 (保育短時間の基本利用時間(8時間)を超えての延長保育)	延長利用1時間あたり300円	

[※]生活保護世帯及び非課税世帯(第1階層・第2階層)は、延長保育料の徴収はありません。

別 表(2)

〇 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
2 塩田以上の公会弗	主食費	1, 000円
3歳児以上の給食費	副食費(免除対象世帯は役場より通知)	4, 500円

重要事項説明書についての同意書

月	日
	月

当保育所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人さんご保育園

説明者 園長 石川 元則

私は、本書面に基づいてさんご保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所 _	
保護者氏名 _	
児童との続柄	
児童名	
児童名	
児童名	